

午後2時05分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします

1の陳情審査、継続審査となっております送付30-1、明大通り・街路樹の保存に関し拡大協議会開催を求め、加えて道路整備方針に関する陳情。あわせまして、参考送付となっております現下検討中の道路整備方針に関する陳情をあわせて審査をいたします。

一括して審査したいと思いますが、陳情審査に入る前に、関連する道路整備方針（素案）の報告を先に受けたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、報告事項の環境まちづくり部1、千代田区道路整備方針（素案）について、報告を受けます。なお、あらかじめ委員の皆様には配付させていただきました千代田区道路整備方針（素案）の冊子につきましては、「環境まちづくり部資料1」の表記がありませんが、委員会資料とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告をお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 それでは、千代田区道路整備方針（素案）について環境まちづくり部よりご説明させていただきます。

まずは、この道路整備方針、時間が随分かかりまして、こちらのほうに公表させていただくのが時間がかかりましたことをおわび申し上げます。

それでは、説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきますと、目次がございます。この整備方針でございますが、5章立てになっております。

まず、第1章には「方針の概要」について。そして、第2章ではこれまでの経緯を示しております。そして、第3章では課題を抽出しております。そして、第4章ではその課題を受けての今後の対応方針。それから、第5章では「道路整備の進め方」について示しております。

それでは、1枚おめくりいただいて、方針策定の背景でございます。千代田区の道路は、明治期の道路基盤整備に始まりまして、その後さまざまな経緯の上に整備されてまいりました。

道路には「交通機能」それから「空間機能」「市街地形成機能」といった3つの機能がございまして、今般求められる機能は高度・多様化していると、そういう背景がございます。

この経緯や背景を踏まえつつ、誰もが安全で安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの考えに立ちつつ、環境、防災、街並みの視点や利活用等を含めた道路の将来像とその整備のあり方を示す「千代田区道路整備方針」、これを策定いたします。こちらがこの道路整備方針のポイントになるところでございます。

続きまして、少しめくっていただいて、第2章は、先ほども申しましたとおり、これまでの経緯、江戸時代からの経緯が書いてございますので、後ほどごらんください。

6枚ほどめくっていただきますと、第3章「現状と課題」がございます。

まず3-1ですが、大丈夫でしょうか。一目瞭然でわかると思いますが、千代田区の道路、総延長166キロでございます。そのうちの区道は130キロで80%を占めてござい

ます。それから、道路率でございますが、区全体では21.7%、神田地区がこのように密集しておりまして、28.7%という状況になっております。ちなみにこの図面の真ん中の空白部分、皇居ですとか北の丸を除きますと、区全体で27.2%、神田地区におきましては35.7%という道路率になります。道路率は高ければ高いほど整備されているということにもなるんですけども、その一番適正な数値というのはちょっと今のところありませんが、この神田地区については細かな道路が多過ぎるという課題がございます。

（発言する者あり）ちなみに中央区は26.2%、台東区が25.6%という道路率になっております。皇居を除くと、千代田区が一番道路率が高いという現状となっております。

続いて3-2の幅員構成でございますが、平均の幅員は、千代田区では全体の面積を距離で割りますと平均10メートルということで、一番の自治体は中央区で10.9メートルというのがございます。千代田区は2番目と。

そして、その幅員の構成ですけれども、歩道設置が可能な11メートル以上の道路というのが区道全体の36%、ほとんどが歩道と車道が分かれていない歩車共存の生活道路ということがわかります。

1枚おめくりいただいて、歩道の整備状況でございます。こちら幅員2.5メートル以上の歩道設置状況と書いてございますが、歩道幅員2.5メートルというのは、ガードパイプ、それから街路灯、それから街路樹ですね。そのような道路附属物のスペースを除いた上で、車椅子がすれ違える有効幅員2メートルを確保する。それができる幅員だということで、こちらのほうで分けております。幅員11メートル以上の区道というのが47キロございます。そのうち2.5メートル以上の歩道が設置されている区間は71%。逆に30%に近い区間では歩道が2.5メートル未満または未設置という状況がございまして、さらなる歩道設置、歩道拡幅に取り組む必要があるという課題がございます。

その隣の3-4です。歩道の構造でございますが、福まち（東京都福祉のまちづくり）の条例では「セミフラット形式」、これが原則となっております。区道の11メートル以上の区道のうち、セミフラットが整備されている区間は23%にとどまっており、今後も整備を進めていく必要がございます。

1枚おめくりいただいて、舗装の状況でございますが、千代田区でカラー舗装を進めております。さらに平成14年度からは保水性舗装を導入しておりまして、29年度現在では幅員11メートル以上の区道のうち、今28%という状況でございます。今後さらなる整備が必要と考えております。

続いて3-6でございます。こちら電線類の地中化ですが、地中化区道は37キロ、地中化が完了しております。整備率が29%。この幅員11メートル以上の区道については69%の整備率となっております。都道、国道と比べますとまだ進んでいない状況とございますので、今後も整備していく必要があるという課題がございます。

1枚おめくりいただきまして、ゾーン30の導入ということで、ゾーン30は現在区内で10カ所実施されておりますが、さらなる推進が求められます。下に自転車走行空間の整備、こちらはまだ整備が余り進んでいない状況がございまして、今後も道路整備にあわせて自転車走行空間整備を進めていく必要があるということでございます。

その隣の3-8、こちら街路灯ですが、区道の6,134基のうち省エネ効果の高いナトリウム灯には、平成20年度から更新してまいりましたが、さらなる省エネ化を図るた

めにLED化も進めていかなければならないという課題がございます。

1枚おめくりいただきますと、こちらガードパイプの設置状況ですね。こちらガードパイプは、横断防止ですとか歩道のないところは準歩道として、そういうところに設置をされております。今後その沿道状況に応じて、さらに安全のために整備を進めていく必要があるということがございます。

その隣の3-10ですね。街路樹でございます。街路樹、区道では5,023本ございます。そのうちのイチョウ、トウカエデ、スズカケノキ、こちらの成長の早い3種類が区道の高木の46%を占めているという状況がございます。道路空間等を考慮した維持管理が必要となるという課題がございます。

その下ですが、11メートル以上の47キロのうち街路樹が設置されている区間が6割程度と。残りの4割には街路樹が設置されていないという状況がございます。行政としましては、積極的に街路樹を地域の意向を踏まえながらできる限り植樹を進めていくという課題がございます。

続いて、1枚おめくりいただいて3-11、アダプト協定でございます。こちらも今のところ14路線ということで、さらなるアダプト制度の推進が求められます。

その他道路の利用状況というところで、道路の適正でない使用というものが見られますので、地域と一体となった道路の維持管理を進めていく必要があるという課題がございます。

これらの課題に対応するために方針を立てました。第4章をごらんください。

4-1に、この課題を解決するための道路整備のビジョンを定めました。「人々の活力と潤いのある暮らしを支える道路」、そしてこのビジョンの実現に向けて将来像を三つ挙げました。「誰にでも優しい安全で安心な道路」「街並みや環境に配慮した潤いのある道路」「地域で支える地域のための道路」。4-2のほうには、その具体的な内容が書いてございます。

1枚おめくりください。4-3ですね。その三つの将来像をさらに具現化するために6つの指針を挙げました。まず指針の1、「誰もが安全で快適に歩ける人に優しい道路」ということで、それを進めるために歩道幅員11メートルの道路については2.5メートル以上の歩道を確保していきます。またセミフラット化を基本としていきます。幅員11メートル未満の道路については、ゾーン30などの安全な道路空間をつくってまいります。

続いて4-4です。こちらは指針の2で「人・自転車・車が共生できる安全で快適な道路」ということで、自転車道等ですね。まず広幅員の道路は自転車歩行者道や自転車レーン、そして狭い幅員のところはナビマークやゾーン30、そういうもので対応していきます。

1枚おめくりいただいて、指針の3、「災害に強く緊急時にも機能を発揮する道路」ということで、こちら地中化のことが書いてございます。幅員11メートル以上の道路については地中化を推進していきます。さらに幅員11メートル未満の道路、こちらにつきましても、整備手法、今いろいろと検討されていますが、それを検証を行いつつ面的整備も検討してまいります。それから、開発の機会を捉えて電線類の地中化を推進してまいります。

続いて4-6です。指針の4、「潤いのある美しい街並みをつくる道路」ということで、

幅員11メートル以上かつ歩道幅員2.5メートル以上の道路については街路樹の植樹を推進します。そして、状況に応じて植樹帯の設置を検討しますということでございます。

続きまして、4-7ですね。指針の5、「環境に優しい持続可能性が高い道路」ということで、歩道には保水性舗装、車道には遮熱性舗装を推進してまいります。それから、街路灯はLED化を推進します。細街路におきましては透水性舗装を進めてまいります。

続いて4-8です。指針の6、「地域に愛され活用される道路」ということで、道路整備、地中化ですとか歩道設置、拡幅、それを行う際は、計画の段階から沿道協議会を設置して、地域の参画と協働による整備に取り組みます。それからアダプトシステムですとかエリアマネジメントを利用しまして、地域と一体となった道路の良好な維持管理と利活用を推進してまいります。

1枚おめくりいただきます。こちらには街路樹整備の個別指針を三つ挙げてございます。まず指針の1、「道路空間に即した適正な街路樹」ということで、道路空間には建築限界等、さまざまな制約がございます。それを十分考慮しまして、中木、10メートル程度のものから選定することを基本として、樹種特性（樹高と枝張り等）を十分に考慮した樹種を選択します。

続いて指針の2、「街路樹の適正な維持管理と更新」。専門家による診断結果を踏まえて、更新を含め、適正な維持管理を推進します。それから、樹木本来の持つ特性を十分に考慮し、自然樹形を活かす維持管理を推進します。こちらの下の方に絵がございますが、樹木をそのまま伸ばし放題というか、自然にしておきますと、信号が見えなかったり、生活環境、隣地のほうに行ってしまうということがございますので、この自然の樹形を生かしながら、それを少しコンパクトな管理目標樹形というものにしていくことを、それを進めてまいります。

続いて1枚おめくりいただいて、4-11、指針の3です。「地域との協働による維持管理の推進」ということで、更新を含む樹種の選定にあたっては、地域と十分話し合いを行い地域の意向を踏まえたものとしていきます。それから、アダプトシステムによって地域と一体となった街路樹の良好な維持管理を推進しますという方針を立てました。

続いて第5章、道路整備の進め方についてです。

5-1ですね。まずは5-1で、区道における道路整備のあり方ということで、道路の整備の路線の選定、その手法を考える必要があるということで、まずは路線ごとの特性を把握して最も必要性が高い路線から整備を行うということが基本となります。例えば、歩行者の交通量や路線沿道の立地状況、それから通学路、避難路、そういうものが考えられます。また、道路というものは老朽化するものですから、補修の必要性ということも考える必要があります。また地下にインフラがございますので、その更新ですとか供給管の工事、そういうもので道路舗装の復旧、そういうものも日常的に行われていますので、その辺を総合的に評価しつつ、整備路線を選定して機能維持、そういう方針もあわせて行っていく必要があるということでございます。

続いて、隣の5-2、地域への意見聴取について。電線類の地中化ですとか歩道設置、拡幅、そういうものは事業期間が長期にわたりまして地域の方へ大きい影響を与えますので、沿道協議会を設置いたしまして、事業に関するご意見をお聴きしながら整備内容をまとめてまいります。

最後に5-3でございます。道路整備がなされる機会としましては、まちの更新機能などの開発事業に伴うケースもございます。この場合は、規格化された道路に再整備されるとともに、集約された敷地内の空間内も利用して通行機能の向上ですとか利活用が図られることが期待されます。また、その区域外でも電線類の地中化等が図られるなど、面的で連続した道路機能の向上も期待されますということでもとめさせていただきました。

説明は以上でございます。

○林委員長 よろしいですかね。中身の説明と、スケジュールについてはやりとりの中でやっていきましょうかね。昨年6月ぐらいにスケジュールの報告がありましたけれども、いいですか、やりとりの中で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、陳情審査なんですけど、まずはこの素案の中身について、千代田区道路整備方針（素案）の中身について、確認したい点等々ございましたら、委員の方どうぞ。

○小枝委員 まず、冒頭委員長が言われたスケジュールの考え方のところは、これから表紙は4月というふうになっているわけなんですけれども、もう連休に入ったら5月ですので、この後どういう流れ、あくまで今の行政のイメージするところとしてはどう考えていますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 きょうお示したこの素案は、まだフィックスされたものではございません。本日もご意見もいただいたり、まだ、なお膨らませていく部分もございます。そして今の予定といたしましては、6月ごろにパブリックコメントを行いまして、7月、8月には策定したいという考えでございます。

○小枝委員 この道路整備方針そのもののまず位置づけなんですけれども、平成29年の2月の28日に石川区長のほうから所信表明として、「誰にとっても居心地のよいまちをつくるということで取り組んできたけれども、しかしながら、昨年来、道路整備工事の実施に当たりまして、区議会初め区民関係者の皆様からさまざまなご指摘、ご論議をいただいております。ご論議の中で道路整備に係る地域への説明の仕方や合意形成のプロセスが課題となったと認識しております。私はこの課題の背景には道路整備についての明確なビジョンがなかったことがあるのではないかと認識をしているところでございます」ということで方針をつくるということがありました。これに基づくものですよねという確認と。その前に、平成28年10月17日に、当企画総務委員会の中で集約を行った中の一つに、区道の整備については、専門的見地を踏まえ、街路樹のあり方を含め指針等を策定することというふうにした経過がありますが、これを受けてのこの方針策定であるということで、確認ですけれども、よろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、小枝委員のおっしゃったとおり、ビジョンというものがなかったと。こういう文章としてなかったということがまずございます。それから、区道の整備については街路樹のことも含めて専門的知見を聞いて作成していくということで間違いございません。

○小枝委員 前提論としてはわかりました。この間、区道及び都道ですね、白山通りのところも含めて、そういうさまざまな区内の街路樹をめぐる議論があって、それらを今後手順・手続や、それから視点を、民主的、理念的、環境、ヒートアイランド、さまざまな行

政計画の一つの融合体として、こういった後追いで問題が噴出するようなことのないように、より——この方針に基づくと、きょうよりあした、ことしより来年、そういうふうによくなっていくための方針として、今ここに提案しているものですよということですよ。

そうすると、一つ、まず、そうしましたら聞いておきたいんですけども、東京都は区の方針を一生懸命待っている段階だということと同っておりますけれども、この白山通りが今途中でとまっている状態になっていますけれども、これのどこを読めば、東京都は区の方針との整合性ということで何らか確認ができるものになっているのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの白山通りの整備が区の方針を待っているということですが、こちら都のほうに確認いたしました。事前にもこちらのおおむねのものは都のほうにお示ししているんですが、東京都のほうも方針を持っているので、区の方針も参考にしながらできる限りのすり合わせをいたしますけれども、この白山通りのところだけ千代田区方式でやるわけにはいかないということでした。ですけど、なるべくこれを参考にするとということになります。

○小枝委員 えっ。それは東京都議会の説明や——あ、都議会としての集約かな、今それは持ってきませんでしたけれども、あと地域での説明会というところでは、明確に区の方針に沿ってこれを進めると。やはり地元がどう考えるかということに沿うというふうに言っていますので、そこは参考にはするが都の方針はこうだという話では、これは明確にありませんので、そこのところはしっかりと、こういうやりとりではなくて、しっかりとしたものをきちっと調べて、このテーブルに出していただく必要があるのかなというふうに思います。ここで、全部ちょっと今この場でやり切るのは無理ですので、そこは明確に東京都の説明と区の今の答弁が違っておりますので、もう一回ちゃんと再調査をかけていただきたい。ええ。で、紙で出していただきたい。どういうふうな考えに基づいてどうなっているのかということとはしっかりと紙で、現在こういう状況で区の方針と突き合わせると今後こういうふうになっていくであろうということについては出していただきたいんですね、紙で。はい。非常に重要なことですので、曖昧にできませんので、東京都議会で決議までしていることですのでね。よろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 再度東京都のほうには確認させていただきます。

○小枝委員 じゃあ、中身をざっと言っていいですか。

○林委員長 はい。

○小枝委員 前提論があればまだ前提論のところではほかの方にやっていただいてもいいですけども、各論のところに入っていても——あ、すみません。（発言する者あり）

○林委員長 フレームの。

それでは、はやお委員。

○はやお委員 確認とりたいのが1-4のところ。区の計画や施策との関係ということなんですけど、このところで豊かな緑を育むための都市緑化植物ガイドラインが、この計画、まあ、方針なのかもしれないけれども、下位のほうに書いてある。こういうふうにあえて位置づけをしたところ、このお考えについてお答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 この豊かな緑を育むための都市緑化植物ガイドライン、こちらは平成23年の10月に道路公園課のほうで作成したものでございます。これが分野別といいますか、道路整備方針のほうが大きくあって、その中の街路樹についての考え方

はこちらに関連するということでございます。

○はやお委員 この辺のところは、非常に方針を決めるときのスタンス、関連図というのが非常に大切なんですよ。何を確認したいかということ、当然のごとく整備方針となると、今までは確かに効率性とか、そういう生産性の中でいかに計画整備をしていくかという考え方と、今後は街路樹を含めて、このように緑化のこと、場合によっては温暖化のこととかというのをやっていかなくちゃいけない。そのことについては意外と二律背反することじゃないかと、ずっと言ってきたつもりでいるんです。で、そこで、その、どっちかといったら、効率性だとか機能性を重視していかなくちゃいけない整備計画の大きなファクターの中で、ここが下に来るということが普通わからないんですね。普通、上位に来るか同等なんだと思うんですけど、そこをちょっと確認したいんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 このところも、下というか同等であるとも思いますが、ちょっとここについても、まだご意見等いただければ、考えるところもでございます。（発言する者あり）

○小枝委員 ちょっと関連していいですか。これが出たので。

○はやお委員 はい、どうぞどうぞどうぞ……

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 この1-4の豊かな緑を育むための都市緑化植物ガイドラインというのは、恐らく区議会の誰も持っていないものなんですけれども、神田警察通りのときに取り寄せて見せていただいたら、この計画に沿っていけば、基本的に、今ある、ここに書かれているイチョウ、プラタナス、何ですか、トウカエデのようなものはもう全部、もう伐採していくしかないというふうな内容になっているんです。それで、外来種は、何か——えっ。外来種は採用しないだったかな、何かそこも何か表現があって、非常にこの植物ガイドラインって、一度も区議会のほうには示されていない中で、行政の側だけでおつくりになったものなんですけれども、この中身で行ってしまうと、区民との協働の方針をこれからつくろうとしているのに、根底からもう行政が決めた、一定程度、中木の中のこれから選りなさいという状態になってしまう。ということは、この間の、皆さんでこの道に関しては沿道地域の皆様で決めていきましょうということと真っ向から反対してしまうので、私はこれについては、何度かもう、この内容についてはもう一回リセットをしていただきたいということを申し上げて、環境まちづくり部長のほうからも、それも含めて検討いたしますというようなことを答弁いただいていたというふうに思うんですね。丁寧にやるのであれば、この方針そのものを1回委員会のほうにもご配付いただいて、うーん、何というか、きちっとみんなでその内容について認識をしていったほうがいいのではないかと。あと、根本的に、区長が平成29年の予算議会のおっしゃった、この間のさまざまな問題を踏まえてビジョンをつくっていくということともこれは相矛盾してしまう要素があるので、どうしていくかということは一定の指針のもとで地域が選ぶことだと思いますが、全部高木否定というようなことになってしまうと、もう、神田警察通りも、またもう一回リセットしなければならなくなるという非常に矛盾した状況が発生するので、この方針そのものが立ち行かなくなるんじゃないかと思えます。どうですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この都市緑化植物ガイドラインをそのままここに取り込んだということではなくて、整合性をとるために参考として考えまして、こちらの道路整備

方針の4-9とか4-10に書いてございますが、ここに書いてあるからイチョウとかプラタナスをなくしていくということではなくて、この道路空間というものを、そういう制約を考えると、そういう高木というのはなかなか難しい。かといって、それを即排除していくということではなくて、またその右のほうにありますけども、適正に維持管理していくと。自然樹形からそれを管理目標樹形へと変えていくことで余り大きくなならないような、そういう維持管理をしていくという考えでございます。

○小枝委員 いや……

○林委員長 いや、あ、ごめんなさいね。ちょっと個別具体的などこにどこが出ているという案件もやっていただいても結構なんですけれども、はやお委員のほうで、体系図で、基本構想がトップにあるというのは、これはもう異論のないことですし、次に行政の最上位10カ年計画であるみらいプロジェクトがかぶっていると。その後で都市計画マスタープランがあって、道路整備方針があって、個別計画があるという形なんで、ちょっとここ課長の答弁ではその関係も含めてご議論いただきたいというと、どんな形になってしまうかわからないんで、端的に説明してもらいたいんですけれども、後で報告事項でやる千代田区都市計画マスタープラン、平成10年に出た、これの方針3で、道路の持つ多様な機能に応じて体系的に道路を整備するという大きな主題があったと、平成10年に。で、今平成30年のときに道路整備方針が出てきたと。だから、都市計画マスタープランと道路整備方針の関係、それと個別的な分野別の計画との関係というのをわかりやすく行政内部の位置づけとして説明していただかないと、どこの、どれぐらいの価値のある方針なのかというのが、ちょっと、人それぞれ受け取り方によって変わってくるとなかなか議論が噛み合わないんで、そこは内部で調整されたんですよね、この関係図の。そこをちょっとわかりやすく説明してください。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、都市計画マスタープランの方針3でございます。こちらの体系的な道路網というところで、整備につきましては、これは新たにつくる道路と、あとは歩道拡幅だとか、そういうところも行っていくんですけども、こちらに書いてある13メートルの道路をつくっていくとか、そういうところは今のこちらの道路整備方針の規格にも書いてございますけども、昔からの規格がございまして、それを広げていくところは難しいと。そうすると、13メートルにするためにはどうするかというところで、民地を利用したりとか、そういうところで考えているんですけども、こちら主要道路ですとか、主要区画道路ということで、中はゾーン30で、何というんでしょうかね、区画内は歩行者の安全性、そういうものを図っていく、整備していくと。そういうものは取り込んでいるところでございます。

それから、豊かな緑を育むためのガイドラインというところも、こちらの考え方を整合性をとるような形でつくっているのと、自転車利用ガイドラインにつきましては、そのうちの走るという部分でこちらにかかわっているというところで作成をしております。

○印出井景観・都市計画課長 ちょっと都市マスとの関連の補足ですけども、後ほど、今改定しているというこれについてご説明を申し上げるところですけども、改定の準備の段階から、当然部内では意見調整をしておりますが、都市マスと道路整備方針の関係で申しますと、都市計画マスタープランというのは、この千代田区の中における土地利用規制ですとか、都市施設整備、道路も都市施設ですけども、あるいは面的な市街地の整備、

そういった計画をつくるために基本的な方針ということになります。そうした場合、もちろん道路というのは交通ネットワークの機能もあれば、市街地を形成する前面道路としての幅員もそうですし、あるいは景観や環境、そういったところも関係があるという中で、大きくりに今考えている都市計画マスタープランの主要な論点とはすり合わせをしながら、しかし、今後、都市計画マスタープランの議論が深まった中で、さらに道路整備方針の内容に足りないものがあるとか、あるいはこの中で補わなきゃならないものがあるとするれば、さらにその議論を深めて必要に応じた改定をしていくと。そういう位置づけになるのかなというふうに認識をしております。

○林委員長 そうすると――どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 僕は特段中身についていけないとか合っているとかと言っているつもりじゃなくて、普通に考えると、この豊かな緑をとということについては、道路のことだけ書いてあるガイドラインなんですかということを知りたいわけ。そうすると、道路じゃない、全体的なことを書いてあるんだしたら上位のガイドラインでしょということを知りたいわけですよ。そこが、確かに部分はここはやりましたからといって個別計画かのように言うんだけど、つくりが違うよということを知りたいんですよ。で、それを平気でしゃあしゃあと書くということが僕には理解ができない。それだから、本来であれば都市マスのほうのところと並行か、そのくらいに位置づけくらいにならざるを得ない。だって、わからないですよ。壁面緑化だとか、何か書いてあるんじゃないんですか。そうしたらワン・オブ・ゼム、この一つのことだけじゃない、道路のことじゃなかったら、それは上位ガイドラインなんですよ。そこの中じゃ、下じゃないんですよ。だからどういう検討を、意思形成が不明確だというのは、もうこういうところからも出てくるわけですよ、何を議論していたんだって。そんなわからない、議員が言っておかしいだろうとやるとまっちゃうんですから、ちょっとその辺を説明してください。

○印出井景観・都市計画課長 今ちょっと全体の緑の関係のご質問かなということで、私のほうから若干整理をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、都市空間のありようについて大きなビジョンを描くのが都市計画マスタープランで、その関連計画、部門別計画として緑の基本計画というのがございます。まさに緑の基本計画の中でさまざまな緑化のありよう、今、例示でご指摘をいただきました壁面ですとか屋上緑化ですとか、そういった面的に緑化を進める話ですとか、そういったものも入ってございます。で、緑の基本計画についても、都市計画マスタープランと同様にしばらく改定をしてない状況でございますので、並行して議論を深めてまいります。緑についてはその二つが上位計画になって、確かにこのガイドラインについては、その、何ですか、さらにそれを具現化する、現実に道路等に落とし込むためのガイドラインということですので、そのあたりの整合性についてはしっかり図る必要があると思えますし、部内でもそういった議論もしているところでございます。

○はやお委員 だからこのところについて、そういう計画だから直したらいいんじゃないんですかということを知っているんだけど、いやいや、実は私たちのガイドラインの中に一部。でも、それを下位の計画にする、個別計画にするというのは、僕はないと思っているわけ。で、逆にこういう緑のガイドラインということがかなり独立性を強くしながら、持ちながら、それを横にらみしながら、場合によっては実務的には整備計画としては相入

れない、そういう意思形成過程を、意思形成をきちっと明確にしてもらいたいわけですよ。こういうふうにガイドラインは書いてあるんだけど、必ず出てくるのはそういうような自然のことを考えながらも、でもやっぱり道路ということにここまでやったら悩みに悩んでこっちを、なるんですよという話にならなくちゃいけないのであれば、ここに緑のガイドラインが来るということはありませんよ。だからそこがもうスタンスが違うということをお願いしたいわけなんですけど、平気でこのことがしゃべれるということが、街路樹のことをこれだけ今までやってきているんですから、それを本当に姿勢を確認したいんですよ。自分たちがつくったガイドラインですよ。協働と参画も同じことだったじゃないですか。だから本当に実務的に見直してもいいですよとこのうの話でなりましたよ。そのぐらい悩んでいるんですかというんですよ。いいかげん過ぎますよ、この計画。教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまのご意見、厳しいご指摘、受けとめさせていただきます。こちらのこの表現の仕方ですね。そちら、もう一度庁内で考えさせていただいて、また改めてこれも示させていただきたいと思います。

○林委員長 庁内で、ちょっとどれぐらいこの時間がかかってしまった——道路整備方針という位置づけです。で、景観・都市計画課長がおっしゃられたように、基本計画の下にそれぞれ部門別の計画があって、そこには都市計画マスタープラン、まあ都市マス、基本計画ですね。で、緑の基本計画というのが分野別でそれぞれあるよと。わかる範囲の、この道路整備方針というところと、緑の基本計画の下に出てくるのかな、ガイドラインというのが。ガイドラインとの方針の位置関係みたいな形というのをもう少し庁内含めてやらないと、6月にパブリックコメントとかというところまでなかなか行くんだとすると、どの位置づけなのかというのによって、この委員会でも議論の、ね、どこまで深掘りしてやっていくのかというのが違ってきますので、全然大したことないよというのだったら大したことないんでしょし、いや、こんなに上のガイドラインより上で基本計画とほぼ同等の分野別の位置づけぐらいのパワーのある方針なんですよといったら、時間をかけてやらなくてはいけないんで、いいですか、部長。時間がかかったついでに、もう少し精査の、この1-4のところ。関係。いいですかね、はやお委員、それで。持ち帰り……

○はやお委員 ……だよ、やっぱり。部長から答弁もらわなくちゃ。こんな期間まで道路整備方針について、ここまで待ってきて、陳情をずっとついていたわけだから、それでそういう状況でありながら、一番のこの緑化というところについては、あれだけやってきた話をね、ここっていったらスタート、前提条件のところだから。これは厳しくどう受けとめるかというのは、部長からの答弁だよ。はい、わかりましたという問題ではないと思うんですよ。

○林委員長 はい。

環境まちづくり部長。

○保科環境まちづくり部長 大変失礼をいたしました。この1-4ページのところの道路整備方針の位置づけでございます。ご指摘のとおり、このチャートは下に矢印がついてございますが、実線が直接的関係、破線が間接的關係と書いてございますが、そういう形で、特に上下関係を示させていただいたものではございません。

○はやお委員 ええっ。

○保科環境まちづくり部長 で、さっきいただいたご指摘は、区の場合は基本計画、みら

いプロジェクトというものがあまして、そのほかは全て分野別計画という位置づけになってございますが、その中での位置づけ、これこのチャートだけでは確かにわかりづらいところもございますので、ここはご指摘を踏まえて、再度道路整備方針の位置づけについて検討させていただければありがたいと考えてございます。

○林委員長 ふーん。まあ、課長の答弁にあったとおり、緑の基本計画ですとか、もし分野別計画の基本計画があるんでしたら、そこも踏まえた形と、ガイドラインのランクじゃないでしょうけども、それぞれ位置関係というのをちょっと示していただかないと、本当に余り大したことないと言ったら語弊があるんでしょうけど、重要視しない方針だとしたら時間かける必要もないんでしょうけれども、ここまでガイドラインより上の上位の考え方になるんだとしたら、ね、時間をかけてやらなくちゃいけないと思いますので。で、陳情者のほうからいろいろなご意見が、景観や街路樹という、ここを方針の中に取り込んでもらいたいという陳情のご趣旨でございますので、ここができないとなかなか次に行けないのかなという形になりますんで。

どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 そういうこと、今、委員長の整理がありましたとおり、そうしたらこの都市緑化植物ガイドラインのところについての資料提示と説明をいただいて、それでこういう、あ、そうだね、じゃあこのぐらいでよかったんだねと、今私がそんなに強く言うことでもない話があるのかもしれない。だけど、僕はこここのところから見て、一般論でいろんな分野の広域的ないろんなあるから、道路だけではないということからしたら、ここの下に来るのはおかしいだろうということを行っているので、そののやっぱりきちっとした説明等、同時にしていただきたいと思うんですけれども。

○保科環境まちづくり部長 失礼いたしました。この都市緑化植物ガイドライン、これは区のホームページからも見られるわけでございますが、これは街路樹のことだけを書いたものではございません。あくまでも都市緑化というタイトルが示すとおり、例えば民有の緑地とか、それから街区の公園とかいうものの、いわゆる最近言われている生物多様性ですね。特に在来種の保護等々の観点も含めた形でのガイドラインでございます。ですので、ただいまのご指摘も踏まえた形で、改めてガイドラインも含めてご提示させていただければありがたいと考えてございます。

○林委員長 ちょっと休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時10分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1章、2章のところ以外で3章から5章までの間で何かございましたらどうぞ、委員の方。

○小枝委員 3-3になります。

○林委員長 3-3。これは大変だ。

○小枝委員 第3章のところ、ここに車椅子がすれ違える2.0メートルの有効幅員ということが書いてあるんですけれども、上のところには2.5メートル以上にしたいということなんですか。で、ここが車椅子がすれ違えるということが、結果的に街路樹を切らざるを得ないということになってきていることを考えると、車椅子の方たちに聞いてみ

たんですけれども、神田駅エリアから電動車椅子で日大病院とか杏雲堂に行く方でも、とりわけすれ違ったり細くて通れないということはないと通院時におっしゃっていて、これが前提になってしまうと、結果的に街路樹を切らざるを得ないというエビデンスになるんじゃないかということについてはどうですかということですね。

○林委員長 はい。具体的なことですね。どうぞ、担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、2メートルの幅員が必要だというのは、東京都福祉のまちづくり条例で書かれているところでございます。それから、2.5メートルというのは、こちら、米印に書いてありますけれども、道路にはガードパイプ、それから街路灯、街路樹、そういう附属物がございまして。それを入れると、2.5メートル以上、あとは電線類の地中化のあれですね、変圧器、地上器ですね。そういうものを置いて2メートルを確保できるということが2.5メートル以上の幅員という考え方でございまして。あと、例えば明大通りとか神田警察通り、そういう個別の路線についてのことをここには書かず、全体的な考え方をお示ししているところでございます。

○小枝委員 これは行政の希望というか、そういうふうに考えていいんですか。現状、例えば千代田区は幅員が11メートルないんですけど、というようなことがさっきどこかに書いてありましたけれども、じゃああの道この道と考えるわけですよ。多町大通りはどうだっけ、すずらん通りはどうだっけというふうに考えるわけですよ。そうすると、ちゃんと、こう、コミュニティ道路をつくりながら歩道もあって、それで街路樹も植えて、さっき生態系と言ったけれども、例えばあそこだったら、何だっけな、今、街路樹が花が咲いているので、非常にいい、生態系にもいいような状況になったりしているんですね。で、そういうふうなことをいろいろ考えると、行政としては好ましいということはあるとしても、でなければならぬというふうにしてしまうと、どの場所で、神田は特に道が狭いわけですから、それが理由で街路樹を切ることになってしまいかねないだろう。というのは、現に明大通りもそういうことが起きているわけですから、そのところは記述をもっと緩めていただかないと、こういう数字がもうフィックスされてしまうと、狭い道のところをいじめることになってしまうという心配が大変あります。

で、何でそんなことを言うかということ、ほかのところにも出てくるんですけども、要するにこれに一貫してないのは、樹冠が広くて日影をつくるのが全体にクールランドというか、ヒートアイランドを緩和するという視点が全く見られないんですね。言葉としては書いてあるんですけども、樹冠を広げるということはそこに日影をつくるわけだから、何ページか割いて透水性舗装をすることがいいんだ、いいんだというふうに書いてあるんですけども、透水性舗装を、これ、学者さんのおっしゃることなんですけども、4-2のところかな、透水性舗装をすることによって下がる路面温度というのは10度Cの低減効果しかなくて、街路樹の樹冠で影をつくることによる効果は20度下がるんだ、路面のさわった路面の温度ですけど、で、それが一貫してこの中に入らないので、そうしてみると、絵までがみんな小さい木を小さく植えて、もう直射日光を浴びるしかない状況の絵に全部なっているんですよ、見事に。（発言する者あり）うーん。（発言する者あり）そこが、先ほどはやお委員から言われた体系図のところの問題になってくるのかもしれないんですけど、そこにヒートアイランド対策基本計画も載ってない、地球温暖化も載ってない、生物多様性も載ってないというふうな基本的なところの反映が弱いので、というか、むしろ

検証されていないのでこの位置づけが見られないんじゃないかということはどうですか。

○林委員長 余り広がってしまうとあれなんで、この2.5メートルのところ、要はこの道路整備方針ですと車椅子の方がすれ違える2メートルの歩行空間を確保しなくちゃいけないんで、その他の附属物、防犯灯とか電線類の地中化等々があるのと同じように、街路樹のほうも50センチぐらいの機能、何というんだろう、植木鉢じゃなくて、土の植樹升。これにしましようという受けとめ方でいいのかという、そのやりとりを端的に答えていただいたほうがよろしいと思うんですよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、2.5メートルの幅員というところで、参考の①と②をごらんいただきたいんですが、巻末のほうにございます。

○林委員長 巻末の参考ね。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、参考の①では、区道の幅員——あ、ありますか。ございませんか。

○林委員長 参考①と②って。（「参考がついてない」と呼ぶ者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 えっ。

○林委員長 参考がついていると思うんですが、ついてない。（「ついてないよ」と呼ぶ者あり）そのちょっと前です。（「はい、はい」「あった」と呼ぶ者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 そうです。5章の後です。（「その後ろ」と呼ぶ者あり）

○林委員長 あ、それです、それです。はい。（「オーケー、オーケー」と呼ぶ者あり）そこです。はい。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらに区道における幅員の形成の歴史と書いてございますが、このように昔の尺貫法で、まず11メートルというのは6間道路でございます。それからずっと、千代田区の場合は、新たに道路ができたりだとか、道路自体が拡幅されていったりと、そういうものはありません。ですから、右にございますとおり、区道には、6メートル以下も、3メートル、4メートルというのもございますが、その中の11メートル幅員というのが要するに6間道路になってございます。で、本来のもう道路法という中の道路構造令、そちらには歩道をつくる場合は12メートル必要と。車道幅員が2メートル掛ける2。で、歩道幅員も2.5メートル以上で、さらに12メートルというのはそこに、路肩で50センチというものが本来なら必要というものがございます。ただ、こちらに当てはめてしまいますと歩道が2メートルになってしまうというところがありますので、そちらは道路管理者のほうの独自の考え方、法の解釈の仕方で、このように11メートルで2.5メートルの幅員をつくっていくということで、そして、なおかつその中で街路樹も植えていく。決して、こちらで示して、だから街路樹を切っていくとか、そういうことではなくて、むしろこの2.5メートルのところは街路樹をできる限りその地域の方の意向を聞きながらふやしていくということを示しているものでございます。

それから、樹冠のお話がありましたけども、それも当然道路管理者として認識しているところでございます。かといって、こちらの4-9とか4-10にございますとおり、区道の中には、空間、いろんな道路空間の中で制約がございます。その中でただ伸ばし放題というわけにはいきませんので、その樹冠は当然大切にしながら、この適正な管理目標樹形というのを維持管理していこうという考えでございます。樹木を切るなどと、そんなことは考えてございません。

○小枝委員 意味わからないんですけど。

○林委員長 わからないよね。

○小枝委員 今、参考の①②のところを見てご説明をいただいた趣旨というのは、そもそも区道においてはこういう考え方がありますよと。でも、今の道の中には当然既存不適格のものもあるし——あるんですよ。例えば、それじゃあ、非常にわかりやすくして生々しい明大通りのところは、これに置きかえるとどうなるんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 明大通りは22メートルになりますので、参考資料の①でいけば12間道路ということになります。で、歩道をこの中でどう配分していくかというのはございますが、明大通りにつきましては、今までご説明したとおり、車中心のところから歩行者が非常に多い……

○小枝委員 ううん、考え方は聞いてない。サイズを聞いているんです。今、歩道がどのくらい。

○須貝基盤整備計画担当課長 サイズ。

○小枝委員 うん。

○須貝基盤整備計画担当課長 明大通りの計画のお話ですか。

○小枝委員 ううん、現状。現状。

○須貝基盤整備計画担当課長 明大通りの現状は、たしか歩道が3.5。（発言する者あり）あ、そうですね。上と下で違うんですけども、（発言する者あり）一番狭いところで2.6ですね。で、広いところでは4メートルというところがございます。

○小枝委員 一個一個やっていると切りがないよということだと思うんですけども、この計画が今動いている現場にどういう拘束力を持つのかということのはやっぱり検証しないわけにいかないので、ちょっと一個一個だと不合理かもしれませんから……

○林委員長 いや、どうぞ、どうぞ。

○小枝委員 どのようにしたら、そこがこちら側も理解できるようになるかは、ちょっと次もあるということで、説明の仕方を工夫をしていただきたい。どこかのサンプルでもいいです。明大通りの場合はこうよとか、あるいはそれがまずかったら和泉の通りだったらこうよとか、あるいは多町大通りだったらこうよとか、何か例をもってやってくれないと、8メートルの樹間というのが、今のじゃあ明大通りの樹間と比較してどうなのかとか、一々私たちの場合は数字データがわからないので、本当にプロジェクターか何か使って、こういうふうに変化することを自分たちは理想としているんですよというふうな具体の説明がないと、これによって現場がどう動くのか、どういうふうに我々がこれによって何か判断を拘束されるのか、方針方針ということになると、やっぱりこれって、結構エビデンスとしては重要になってくるわけですよ。だってこれがあるじゃないですか、だからこういう計画になっているんですよというふうになっちゃうと非常に困るので、もう少し現場に落としたり、即した説明の仕方をしていただかないと、私は理解に非常に苦しむ。

個別には、先ほど車椅子がすれ違える2.0とか2.5というのが出てくることによって構造物ほかの街路樹とかもはじかれてしまうんじゃないかということを一括まとめて指摘だけ言わせていただく——全部実は重なってしまうので、3-10のところ、イチヨウ、トウカエデ、プラタナスが46%ということになっているんですけども、これについては、これ自体を道路空間等を考慮した維持管理が必要というふうな書いてあるんですけど

ども、ここのところにもしっかりとした樹冠を形成していくと、今回の方針、平成30年の予算にも、オリンピックに向けて樹冠を豊かに保っていく予算というのが載っているんですね。で、それが別にオリンピックのときに格好つけるためだけじゃなくて、やはり千代田区が豊かにこれからもあるためのものとしてここに位置づけられるべきではないかということと。

それと……

○林委員長 1個ずつにしましょうか。

○小枝委員 1個ずつだと、すごい、でも時間がかかっちゃう。

○林委員長 1個ずつ。いや、でも、3-10のところでは考慮するというのはどれぐらいの本数なんですとかとかというのを確認したいわけなんですよね。

○小枝委員 はい。ええ、そうですね。

○林委員長 要は、2.5メートルの歩道確保になっちゃうと、このイチョウ986本ですとかトウカエデ860本、プラタナス471本をどれぐらい切らなくちゃいけないのかとかとかというのを確認したいんですよね。

○小枝委員 そうです。うん、そうです。

○林委員長 この方針どおりに行くと。それはすぐわかるの。（「まだ計算していない」と呼ぶ者あり）計算してないの。

○須貝基盤整備計画担当課長 ないです。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○林委員長 いや、休憩じゃないんですけど、余り長く……

○小枝委員 というか、この中身……

○林委員長 明大通りの場合だけでいいですか、陳情のだから。明大通りの場合はどうなるんですとかとかという、じゃあ、そっちで行きましょう。はい。（発言する者あり）の場合はどうなるのかという、この道路整備方針に即した形で行くと、どれぐらいを、全部切らなくちゃいけないとかというのは。（発言する者あり）担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。明大通りにつきましては、こちらの方針の中では、要するに歩道を拡幅して、人の安全・安心のために歩道を拡幅するというまず大命題がございますので、そのために街路樹の位置がその場所ではだめだと。ですから、ここの幅員とかそういうこととはまた違います。

それから、例えば例で申しますと、大門通りがございます。大門通りというのは11メートルで、今工事が始まっていますが、歩道が両側2メートル、そして車道が7メートル、こちらは一方通行なんですけども、そちらに車道に車が1台とまっても通り抜けられる幅員を6メートル残しつつ2.5メートルの歩道に拡幅して、なおかつそこに、こちらに示しているとおりの街路樹を植樹していくと、そういうことでございます。

あと、3-10ですね。3-10は、これは現状と課題でございますので、あくまでも現状、成長の早い3種類の高木が46%を占めていますと。あと道路空間も考慮した維持管理というのは、こちらの方針のほうに書いておられますとおり、何度も申しますけれども、道路空間にはいろいろな制約がございますので、その中で適正に維持管理していくということでございます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 いやいや、この3-10のところの考え方からすると、ほかのページで今ち

よっと見つからないんだけど——あ、あった、あった。4-9のところで、中木にしていくと書いてあるんですよ。で、先ほどの豊かな緑を育むガイドラインというのもそういうふうに書いてあるんだけど、そうすると、ここに46%がこうだと書いていながら、中木にしていく。で、8メートル間を置くというふうなことになる、46%のこの空間はほとんど、これから時がたつにつれて、全部中木に植えかえ、そして樹間を広げ、こういうふうな中木化をしていくというふうなイメージになってしまうんですね。そんなことを区が決めていいんですかと、この間の議論を踏まえたら、これは明大通りだけじゃないですよ。そういう方針をつくっちゃっていいんですかということを行っているんです。だって4-9に書いてあるのはそういうことですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 樹間というか植栽の間隔は8メートル程度というのは、これは道路整備の基準で、その程度で植えていきたい。ただ、当然千代田区の道路というのは、建物も細かくあったりして、それなりに車の出入りですとか車の切り下げ、それから先ほども、道路率のところにもありましたけども細道があると。そういうところを、あと、横断歩道の前後には街路樹を置けないとか、そういう基準の中で当然やっていくものです。

それから、この中木を選定することを基本としてありますけども、それをいろいろこういうものをお示ししながら、それを決めていくのは地域の方ということでございます。

○小枝委員 であるならば、文章上に、既存の街路樹を保存することについては基本的な方針であるということがまず明記をされていなくちゃいけないと思うんですね。その上で行政の管理のしやすさということで、こういった目線があるということは一つの要素としてはあってもいいと思うんですけども、まず環境まちづくりの環境という視点から考えれば、既存の街路樹は保存すべきというところがスタンダードであると。その中でいかにバリアフリー空間を確保していくかというようなことも並行してというか、調整をしていくと。そういったさまざまな要因を調整していく中の軸として、環境まちづくり部の方針の中に既存の街路樹については保存をしていくことを基本とするというふうなことがこの骨格にまず据えられていれば、枝の幾つかの重要事項については考えていける、調整事項だとは思いますが。そこをまず明記していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 樹木の保存といいますか、当然維持管理をしていく、その路線の中でこちらの歴史にも書いてありますけど、かなり老木になっている木もございませぬ。その中で、今、街路樹診断も行ってありますが、それで当然ながら危険というものであればそれは伐採もしていかなければならないし、路線で考えたときに、新たに道路の整備を行ったら、その後何十年と整備できなくなることを考えますと、本来であればそのときに樹木は更新するべきだということはある。ただ、そこまではうたっておりませぬ。ですから、その辺を地域の皆様と考えながら決めていくということですよ。

○小枝委員 平行線をするつもりはありません。基本線のところで、東京都だって大径木保存の指針とか、保存の方法とか、持っているわけです、そういう軸が。その中で安全とか安心とか、いろんな要素で調整を凶っていく。だから、骨格の軸に、まず、その、倒木の危険性とかいうのは街路樹診断をかけていけばいいことで、地域との協議というのもその後の最後のページに書いてあるわけですから、その最後のページについても言うべきことはありますけれども、基本線のところでそれがあかないかというのは、まあここでは繰り返しませんけれども、この間のやりとりを考えれば、中木にしていくというふうな方

針はちょっと考えられないなというふうに思いますので、4-9の記述については再検討をしていただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 ご意見としてお伺いしておきます。

○小枝委員 それと、この植え升のつくり方なんですけれども、何ページになるのかな、植え升がみんな一個一個、何というんですか、一つ一つ、4-7の絵もそうですし、4-8の絵もそうなんですけれども、みんな別々になっているので、4-6ですかね、一番わかりやすいのは4-6ということで、この単独植え升よりも連続植え升、ベルト状の植樹帯のほうができるところは、そのほうがさまざまな雨水の浸透性であるとか、道路の表面排水を減らせるとか、それから晴天時であれば土壤の水分が蒸発して路面のところを上昇を抑制する効果があるであるとか、そういうふうな効果があるというふうなことを専門家の方はおっしゃっているわけなんですけれども、もう少しそこは連続升という考え方を取り入れるべきではないかということについていかがですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まさに4-6のところの黒ボツ二つ目に、道路の沿道の状況に応じて植樹帯の設置を検討しますと書いてございます。それから、排水ですとか保水については、単なるアスファルトではなく保水性舗装も実施いたしますし、それは4-7に効果が書いてございます。

○保科環境まちづくり部長 すみません、若干補足をさせていただきます。

ただいまの小枝委員ご指摘のとおり、単独升よりも連続升のほうがいいだろうというのは私も同感でございます。ただ、千代田区の場合、生活道路が多いということもありまして、例えば歩道に面して駐車場があるような場合、当然歩道を切り下げます、車両が出るのに。となると、物理的に連続升が植えられないというところがたくさんございます。ですから、そういうことも踏まえて、ここに、今、所管課長のほうが申し上げたような記述になっているということでございます。ですから、その沿道の状況状況、建物の建て方等々によって、そこはおのずと制約があるというところだけご理解を賜りたいと存じます。

○小枝委員 地域状況によるということですので、それはこの絵で見ると一つだけになってしまうんですけれども、地域状況が許すものについてはそれも検討することが表現上も位置づけられているといいのかなというふうには考えますので、よろしくお願いします。

それから、4-9のところなんですけれども、このキャブシステムの、何ですか、埋設位置が歩道の下になっているんだけれども、車道のほうに埋設をすることだってできるんじゃないかと。現在はそういうふうなことがもう行われているということなので、それはこれも専門家のご指摘なんですけれども、ぜひ、それも、これは未来の方針なので位置づけていただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 それはちょっと難しいところがございます。これ、何というんでしょうかね、当然地中化のこんな大きい構造物がなかったりとか、いろいろございます。ここの絵で示しているのは、あくまでも建築限界だとか、歩道・車道の建築限界、それから樹高、そういうものが道路の空間の中では当然地下埋設物もあって、非常に制約がかかっているということで、それに考慮した樹種を選択するということを示しているところでございます。

○小枝委員 私はそれは素人なので、そこのところはちょっとどうかなということ、もうちょっとこちらも研究していきますので、そちらもよく研究してください。

それと、4-7の環境に優しい持続可能性が高い道路というところに、先ほども申し上げたんですけれども、LEDもいいでしょうと。何ですか、保水性舗装もいいでしょうと。だけれども、ここにやはり街路樹の樹冠による温度の低減効果ということをしかり黒丸で書かなければいけないと思うんですね。で、環境的な教育的なことも考えれば、学術的にはもう明らかになっていることですので、表皮の温度が保水性舗装によると10度の低減だけれども、街路樹の樹冠による温度低減ということでは20度というようなことで、やはりこれからの未来の千代田区においては、樹冠のそれなりに広がった、豊かなそういう道路をつくっていくんだということをしかり黒丸で示していくのがいいのではないかと。そのことについて一項目もないというのはちょっと、これはちょっと明らかに偏り過ぎ。だと思っただけです。それを位置づけしていただけないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 何というか、あえて外したということではなく、指針の中で将来像に合わせたものを、それを実現するためにこう示しているということで、そちらについてはそういうご意見があったということで、ご意見としてお伺いしておきます。

（「回らなくなっちゃうな」と呼ぶ者あり）

○林委員長 まだ、小枝委員。

○小枝委員 ご意見というのは位置づける気はないという答弁なんですか。どのような表現をしても位置づけてくれない。まあ……

○林委員長 環境まちづくり部長。

○保科環境まちづくり部長 位置づける、位置づけないということではありませんで、物理的にやるのが難しいということでございます。確かに樹冠が大きい木は、私自身も特に夏場などにはいいと思います。地方に行くと桜のトンネルになっているような、道が全部ですね、木に覆われて。そういう道を通れば、あ、いいなと思うときもあります。ただ、ご案内のとおり、例えば11メートルの道路で2本街路樹を植えれば半分になりますから、どう考えたって5.5メートル以上にはなり得ないんですね、木が触れ合っちゃうので。木の枝張りというんですが。ですから、おのずと樹冠には制限がある。で、何度も所管課長ほうから道路空間に即したということをお話しさせていただきましたが、やはり道路の幅、特に街路樹は歩道に植えますので、歩道の幅によって、そこはおのずと制限が出てくる。で、樹冠の大きな木によって信号が見えなくなって交通事故が起きる。これは本末転倒でございますので、やはり道路の安全・安心を確保する上でさまざまな検討をさせていただいた上でこのような表現になっているということでございますので、ちょっとそのところはぜひご理解を賜ればありがたいと存じます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 これは車椅子の人も言っていましたし、ベビーカーを押すお母さんたちも言っていましたけれども、やはりどこでもと言っているわけではないんですね。もちろん最後は調整するんですけれども、基本姿勢の中で、可能なところにおいては樹冠を広げていくと、この平成30年の予算の中にもしかり位置づいているわけですから、それはやはりこの4-7の指針5の柱に入ってくることは何ら矛盾をしないのではないかと。それで現場において何ができるかというのは現場で考えればいいこと。もともとこのところになればそれすらもできないということになりますので、体系図にヒートアイランドの対策であるとか、さまざまなそういう方針が位置づけてくるという次回のの中身を楽しみにしたい

と思いますが、その各論としては、この指針5のところに環境対策としての樹冠による日照の、何というんですか、温度の低減効果についてはきちっと位置づけていただきたいと思います。これはもう今、次を見ますから、もう全然ないなら、あ、保科部長そうなのねというふうに思いますから。

時間を急ぎますので、次の4-8の、地域に愛される道路というところなんですけれども、これ、協議会のやり方になってくると思うんですね。それと同じような形で、5-2というところに意見聴取の方法というの也有るんですよ。ここ非常に手順・手続論というのは、この分野においては、やっぱり公園でもそう、道路でもそうなんですけれども、非常に重要だというのはこの間私たちが学んできたことでもありますので、ここのところに手順・手続の一番冒頭のところに、住民アンケートというのを、大体協議会をつくるときはその周辺の沿道の町会長みたいなのところをとってくると思うんですけれども、ある程度周辺ってどこかという概念があると思うので、そこの住民なり、在勤者、ビルオーナーなり、法人のアンケートというものをまず最初に位置づけておけば、同じエビデンスの中で議論ができるので、空中——水かけ論にならないで済むと思うんですね。そこはぜひご検討をいただきたい。それが一つですね。住民アンケートを冒頭のところに位置づけていただきたい。

それから、これはこの間の久喜市の例ではありますが、地域の生態系の調査というものをしっかりとやっていただきたい。位置づけていただきたい。

それから、これは当然のことでもありますけれども、役所内の部局の調整ですね、をした上で、街路樹の樹種の選定等、あるいは現存のものを維持するという含めて、環境まちづくり部の中のやはり環境の部署が環境のシンクタンクとしっかりと協議をした上で決定していただきたいと思いますということですね。

ついては、やはり地域住民なり在勤者を公募する公募枠というものをに入れていただきたい。そうすることで、誰も知らないところで協議会だけで伝えることを忘れてしまって決まってしまうようなことを回避することができると思うんですね。やはりそこら辺は、手順・手続は大変重要になるので、きょう答弁いただけるかどうかわかりませんが、そこら辺のやり方は手順・手続、丁寧にやっていけるという流れを、フローチャートをこの4-8なり5-2の中にしっかりと書いていただきたい。いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今さまざまな住民アンケートですとか、それから環境の部局との協議、それから公募等、ご意見ございました。大枠として、まず、この沿道協議会というのは、整備された後のアダプトにもそのまま続いていくというものがございます。その中で、恐らく住民アンケートというのは街路樹とかそういうものを聞くということだと思っておりますけれども、やはり地域の方への影響が一番大きい、沿道の方への影響が一番大きいということで、この沿道協議会ということを示しております。また、いろいろと質問等続き、時間がかかってしまうので、このご意見についてはそのままご意見としてお伺いしておきます。（発言する者あり）

○林委員長 まあ、余りあれですけど、議論の積み重ねの中で、陳情審査のやりとりの中でも参画と協働のガイドラインを踏まえた形でやっていったほうがいいんじゃないのという意見がこの委員会の中でも出たんですけど、それが一つ目なので、その中に地域の方のアンケートですとか協議会方式ですとか住民説明会ですとか、あえて職員の方お一人お一人

人が参画と協働のガイドラインを踏まえて職務を遂行すると書かれていたんで、ここに記載されなかったのかもしれないですけども、その辺もちゃんと留意してやられるという受けとめ方をしていかないと、個別の住民アンケートはどうだ、あれはどうだというよりも、あの参画と協働のガイドラインを踏まえた形でやっているというのでよろしいんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 当然、参画と協働のガイドラインを踏まえておりますが、道路については書いてございません。そして、人の考えや意見、そういうものは十人十色で、意見を聞けば聞くほどまとまらなくなるということもございます。で、一定の人数で一定の期間でもって合意形成していくというのを協議会では考えてございます。（発言する者あり）

○林委員長 いや、いいですか。

はい、はやお委員（発言する者あり）

○はやお委員 今、ちょっと行き過ぎた答弁もあったような気がする。本当に協働と参画のところでは、この沿道協議会のことは確かに書いていない。だからこれは新しい提案で、ここまで踏み込んでくれたということは非常に今後のモデルになるし、大切なことだと思います。だから、このところについてこれを遵守しつつ、そして沿道地域の声を反映するというところでいろんなさまざまな意見が出ていたと思うんですけど、それをどういうふうにやるのか研究してくださいよ。だから、いろんな声があったように、アンケートもあるかもしれないけれども、場合によっては本当の一番の声というのは沿道町会の人だとか、そういうのもあるけれども、集合住宅の方もいらっしゃるから、そういうことでどういうふうに捨ってくるかということを中心にせっかく書いてあるんだから、5-2のところ「沿道地域の声を反映」と書いて、僕はこれを、誰なの、何なの、どういう方法かと聞こうと思ったけど、これは今からちょっと深めていくということで、ちょっとここをどこまで表現できるかということ整理するということがよろしいですかということ。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまはやお委員のご指摘のとおり、その地域の声をどのように捉えるかということで、例えばマンションであれば管理組合の代表に出ていただくとか、そういうことも踏まえながら研究させていただきたいと思います。

○はやお委員 そして、今さまざまな数字のことがありました。8メートルとか何かと。今そういうながらも、都のとか、あと先ほど福祉のほうの2メートルということ、この辺のエビデンスみたいなものもこの方針のところに書いていただくと、ああなるほどねと、一般論としてこうあるのねというふうにわかったほうが、この8メートルって誰が決めたんだ、で、どういう専門的知見の中でなったのかということがあるのであれば、その辺を払拭する意味でエビデンスを書いていただくと、より論議が変な形にならないと思いますので、入れていただきたいということが、一つ、まずお答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、はやお委員のご指摘のとおり、皆さんにご理解いただけるように数値等の根拠等については示していきたいと思います。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 ちょっと地域的なあれなんだけど、このゾーン30というのが、まず一つ、これが、何かわかるようでわからない。どういうものなのか。それで、正直、そのエリアとして定められたちょっと地域のほうの和泉町としては、決まり方が非常にわかりにく

かった。それで急にこの地域の周知というのはどうだったのかというところで、ここでゾーン30があえて方針のほうに明確にうたわれているので、この辺をどういうふうに捉えていて、課題として何かあるのか、で、今後そういうことのないようにいかない、何か非常に急にゾーン30がエリアとして網かけされてしまったという声も聞くわけですよ。だから、ちょっとそこのところをお答えいただきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 ゾーン30というものは、交通管理者が地域と話し合いながら区域の中を30キロ以内で走ると、そういうものを決めていくものでございます。区のほうとしてはそちらにかかわりながら標識ですとか路面表示ですとか、そういうものを行っていくと。和泉町地区がちょっと問題があったということがございますけども、警察とも協議しながら、今後そのようなことのないように。ただ、ごらんのようにまだ空白の部分がございますので、区域ごとに安全・安心のために定めていく必要があるということはこちらの方針のところでも示させていただいております。

○はやお委員 最後。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 ゾーン30については交通管理者である警察のほうで、そこの話の周知については、やっぱり役所、行政のほうもやっぱり積極的に入っていただいて、やっぱりいろいろな手法で、町会のこともしっかりわかっているし、で、そういうことからしたら道路管理者であるやっぱり区も、本当に一体となって連携してもう少しやっていただくということをきちっとここで宣言していただければ、今後の拡大のときにもトラブルがないと思いますので、その辺のところを。

○須貝基盤整備計画担当課長 一番困るのは地域の方ですので、この辺を踏まえて交通管理者である警察と道路管理者である千代田区が話し合いをしながら地域の皆様に説明してまいりたいと存じます。

○林委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 先ほどの沿道協議会、地域の意見聴取について、どういうふうに広く意見を聴取していくかというのはまだまだ工夫が必要だと思うんですけども、ぜひ入れていただきたいのは、いわゆる当事者団体の方、障害のある方、特に視覚障害と車椅子利用の方を、たしか北の丸の周辺地域の協議会では障害者団体の方がいらして、かなり踏み込んだご発言をされていたと記憶しています。で、やっぱり実際にその場その場で、協議しているタイミングでその道路に即してこの幅員だったらこれぐらいとか、ここは例えば幅員があっても、お店もいっぱいあって看板もいっぱいあるから歩きにくいとか、ここは勾配があるからどうか、いろんな意見があると思うんですね。そこに關しては、やはり沿道関係者だけでは実のある意見がそこまでは踏み込めないと思いますので、そこは必ず入れていただきたい。あるいはどこかのタイミングでそこでしっかりと、でも余り話が積み上がってから、いや、でもね、車椅子は通れないんだよねと言ったら、いや、通れるという人もいるよという話になってきちゃうので、やはりそれは一般的に初めの段階から入れていただきたいというのが一つ。

それから、先ほどの4-9の街路樹整備のところなんですけれども、中木、ここも含めて街路樹に対しての考え方が、道路空間の制約とか、あと、環境の話しか出ていないんですけど、まず第一に安心・安全が基本だと思うんですね。ほかの他の自治体のこういう街

路樹に関する指針ですと、倒木のしやすさとか、そういった、あと、虫のつきやすさですね。虫がついてほかの植物に影響がある木とか、そういったものも全部、こう、しっかりと指針に書かれているわけですよ。ただ、今回これをばっと見ていて、木の選定に対する安全性という視点が1個も書いていないので、そこはどのように考えられたのか、大前提だとは思いますが、樹種選定の留意事項まで書かれているけれども、そこには安全性という言葉はないということで、毎年倒木なり枝が落っことあって、損害賠償の、ね、毎年毎年あるわけですから、そこは一つ、視点として盛り込んでいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず1点目の障害者団体等を沿道協議会に入れたらどうかというご指摘ですけども、おっしゃるとおり、そのような視点も当然必要になってまいりますので、この沿道協議会そのものに入ってくださいか、または別の機会でご意見を聞くとか、そういうやり方はいろいろとあると思いますが、考慮してまいりたいと思います。

それから、樹木に関しての安全・安心は、一番最初にポイントとしてお話ししたとおり、それは大前提でございます。それで、こちらのほうにその項目、あくまでもこれ、道路整備方針でしたので、街路樹のことに関しては余り詰め込まないほうがいいんじゃないかというそういうご意見もあったので、ちょっとこのあたりにしてあります。いろいろご意見いただいて、また庁内でも検討してまいりたいと思います。

○岩佐委員 庁内で検討——でも、余り突っ込まない。

○木村副委員長 よろしいですか。

○林委員長 木村副委員長。

○木村副委員長 皆さんいろいろご意見を言われたので、私はちょっと一、二点だけ述べさせていただきますと思います。

これをつくる上で、いろいろご苦労されたということはわかります。ただ、街路樹に関する記述については、何かこう、スタートラインに戻っちゃったなという印象は拭えませんが、もともとこの道路方針というのは、陳情書の審査を受けて、審査を経てですよ、これは何らかの整備指針が必要だろうということで、委員会のたしか集約の一つに位置づけられて、それで検討が始まったというふうに思っています。

それで、先ほど来小枝委員も何度か触れられましたけれども、ここでね——あ、その前に神田警察通りは結局イチョウという形で残ったじゃないですか。ところが、この新しい指針では、先ほど小枝委員も、4-9では中木ですね、おおむね樹高が10メートル程度から選定することを基本とするというふうになって、かつ、この参考の④のところでは、地域性の中で日本固有の在来種であり、千代田区の地域特性に適合した樹種を選択することが望ましいと考えると、で、この二つの視点で、この冊子の一番最後ですよ。千代田区の代表的な街路樹一覧というのがありますけれども、イチョウは30メートルで外来種と。で、スズカケノキは15メートルで外来種と、トウカエデも15メートル以上で外来種と。結局これまでの陳情書というのは、イチョウ並木を保存してくれ、プラタナス並木を保存してくれと。そして議会で審査をし、で、その方向でイチョウは残ったと。神田警察通りガイドラインにもうたわれたということでそういう結論になりました。となると、この道路整備方針のこの中身というのは、結局この当該委員会が出した結論並びにそれに沿った形での区が見直された方向というのは間違っていたということにならないでしょうか。だ

って、区の方と全く正反対の結論になり、そしてその方向で整備されているわけですよ、現在、神田警察通りは。結局現実とかけ離れたものをつくって、本当に役立つのかと。

これ、ちょっと時間もあるので、もう一つ。となると、先ほど最後に、道路整備の進め方として、沿道協議会をつくってやっていくと。で、その際、地域の意向を尊重してとなるけれども、地域の意向というのは、これはあくまでもこの整備方針の枠内での選択に基づく意向なのか。このこともちょっとどうなのかと疑問に思ったんで、ちょっとその2点はきちんと区としての現時点での考え方を伺っておきたいと思うんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回の道路整備方針ですけども、委員おっしゃるとおり、当初は街路樹に関する指針ということでお話があったんですけども、そういう認識はございます。ただ、街路樹というのが道路附属物でございます。ですから、道路そのものがどういう経緯でなったとか、そういうこともちゃんとこの中で示していかなければいけないというところで、まずは道路整備方針のこのような形になったという経緯がございます。

それから、神田警察通りのイチョウというお話がございましたが、この道路整備方針は全体を示すところで必ずしもこれが全てではないと。ただ、当然私たちが今までやってきた道路の整備、それから維持管理のものを、この、文字になっていなかったものをこれからの指針として示したものでございます。ですから、中木を基本とするというところは、先ほども何度も申しましたとおり、道路空間等、そういうことを考えますと、昔からの東京都の時代から受け継いだ街路樹というのは、まあ、そのうち——そのうちというか時間がたったらそれは変えていかなければならないというところはこの道路空間の考え方から示しているところでございます。あとは、もう一つは何でしたっけ。（発言する者あり）えっ、沿道協議会。（発言する者あり）

○林委員長 この歩行空間……わかりますか、大丈夫ですか。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 沿道協議会の考え方ですけども、これに必ず縛られるということではなく、それぞれの場合によって、これはあくまでも千代田区全体の考え方でございます。

○木村副委員長 まあ、ちょっと次のあれで。

○林委員長 ええ。そうすると——あ、米田委員、どうぞ。（発言する者あり）

○米田委員 長い間かかって、つくっていただいたなと思っております。木村副委員長がおっしゃったとおり、樹木の問題が出てこれを、それ以外のこともあってできたと思うんですけど、やっぱりもうちょっと樹木のことを書いていただきたいなと思っているんですよ。あと、その場合はどういう場合かという、例えば道路を整備するときに、どうしてもこの木はいろんな安心・安全上の問題のときに移設または切らないといけない。こういうときにはどういう考えでやると。そういったことを明記していただきたい。また、それは簡単に切るんじゃなくて、基本的には木を残しつつというのも書いていただきたい。で、そういったことを明記していただきたいんですけど、いかがですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 当初申し上げたとおり、この整備方針、道路整備方針ということで、樹木に関しては詳細のところを示しておりませんが、できる限り、今おっしゃった整備のときのどういう考え方かと、そういうところですか、書いていけるところはこの中に掲載してまいりたいと存じます。

○林委員長 いいですかね、大体。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 さっき小枝委員から久しぶりに意見があったなと思ったんで、確認だけ1点。

シンクタンクの話が出ました。樹種は——樹種って、私、樹医か。樹医は樹医として今までいろいろとやっているけれども、やっぱりこれだけ今皆さんが街路樹の話をしている中で、やはり専門的な知識をしっかりと持ちながら、それで整備をしていくというのが非常に僕は大事だと思うんだよね。今、うちの庁内には、そういう専門的な、本当に専門的な方というのはないわけだから、そこは自信を持って、これを再度きょうの意見を入れながらやっていく中では、シンクタンクというのは非常に大きなところじゃないかなと思うんです。そののところだけはちょっと確認をさせていただきたい。ご意見というふうな言い方をしないで、確認をさせていただきたい。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらの道路整備方針を作成する際にも、樹木の専門家からご意見をいただいているところでございます。また、シンクタンクという考え方も、ちょっと考慮はしていきたいと思えます。

○林委員長 嶋崎委員。考慮。

○嶋崎委員 言い方を変えればいいという話じゃないんだよ。（発言する者あり）いや、大事なんだよ、やっぱり。沿線住民の方も、これは本当に残していいものか。ね。いや、ここはなかなか難しいですよというのか、そういうことも踏まえていろんな意見があるわけだから、（「そうだね」と呼ぶ者あり）そこは客観的にきちっとそういうシンクタンクの方の意見も聞きながらこういう道路整備方針を立てるとするのは、千代田区としての僕は責任だと思うよ。それはちゃんと約束したほうがいいよ。これだけみんな意見出ているんだから。言い方を変えればいいという話じゃないんだから。ねえ、部長。違うの。そこはきちっと答弁してくださいよ。

○保科環境まちづくり部長 先ほども所管課長のほうから申し上げましたが、この道路整備方針につきましても、一応専門家の方の監修は受けてございますけれども、ただいまいただいたご指摘も踏まえて、この道路整備方針に限らず、さらに深掘りというんでしょうか、は必要だと考えてございますので、そこは適切な対応をとらせていただきたいと思います。

○林委員長 さて、それでは、ちょっと休憩させていただきます。休憩。

午後4時09分休憩

午後4時18分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

千代田区道路整備方針（素案）については、今さまざまやりとりを各委員の方からやっていただきました。執行機関のほうで、可及的速やかに、いただいたご意見を受けとめるなり、改定というのかな、少し手直しするなりしていただく時間を頂戴したいということでした。で、それを踏まえまして、送付30-1の陳情審査、これについて何か確認したいこと等々がございましたら、執行機関に。取り扱いまではいかないですけれども。

○木村副委員長 明大通りの沿道協議会、この委員のそれぞれ執行機関のほうで依頼に上がっていると思うんですけれども、どのようなメンバーを想定し今お願いに上がっているのか。ちょっとその辺、メンバー構成ですね。を教えてくださいなんですけれども。

○谷田部道路公園課長 前回、沿道協議会につきましては、新年度になってから動き出すということでお話差し上げているかと思います。今現在、当然ながら、これ、沿道協議会ということでございますので、まずはその道沿いにお住まいになられている方、それからお仕事されている方、これは当然ながら中心になろうかと思います。ただ、これ全員が入ってというわけには、これ、なかなか難しいわけでございますので、ここについては慎重に、どういう形で委員の方を選ぶか、そこについては2町会でございますので、まずは町会長さんにもちょっとご相談しながら、慎重に決めていきたいなというところでございますので、まだ具体的にきちっと固まっている状況ではございません。（発言する者あり）

○木村副委員長 まだ固まってない。えっ。固まって――委員長。

○林委員長 木村副委員長。

○木村副委員長 えっ。全く固まってないの。

○谷田部道路公園課長 まだ。

○木村副委員長 随分慎重ですね。（発言する者あり）

○谷田部道路公園課長 そうです。慎重に。

○木村副委員長 で、具体的にはどういう。町会はあるけれども、沿道の企業であるとか法人であるとかということのようだけれども、今の現時点でこういった方をお願いしようというのもないんですか。白紙。そうしたら、いつごろ開く――それもあわせて、いつごろ第1回目の沿道協議会を開く予定なのか。

○谷田部道路公園課長 当然あそこで一番大きなところといえば、明治大学それから日大、杏雲堂病院さんがあるかと思いますが、で、ここが一番大きな企業というか法人というか、そこはまず必要なのかなというふうに思っています。ただ、あと細々としたお店ですとか、そういうところがございまして、この辺についてはちょっと町会長さんとよく相談しながら決めていかざるを得ないのかなというふうに考えております。これも、今のこの整備方針の中にも沿道協議会の話もありますので……

○木村副委員長 書いてあったね。

○谷田部道路公園課長 当然ながら、ここも当然踏まえながらやっていかなきゃいけないところもございまして、早急にはやっていくつもりでございますが、ちょっと慎重にそういう意味では立ち上げたいなというふうに思っておりますので、（発言する者あり）ちょっとお時間をいただければなというふうに思っております。

○木村副委員長 何か早急に慎重にと、やる気があるのかなと思っちゃうんだけど。（発言する者あり）初めて4月に就任されて余りあれですけど、大体いつごろ最初の協議会を立ち上げ――それが、それがないと、ねえ、じゃあ委員構成だって、いつごろから働きかけをお願いしようかということが定まらないでしょう。もう自然発生に任せるわけ。この道路方針だって、沿道協議会のときに信憑性を問われてくるよ、そうなるよ。

○林委員長 どう。どうですか、休憩をとりますか。大丈夫。

道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 そうですね、非常に慎重かつ地元の皆さんのメンバーに関しましては、いや、私が入ってない、いや、聞いてないとかということにもなっては、またこれ、立ち上げたのはいいいけどもうまくいかないということもございまして、そういう意味では少しちょっと時間がかかるかもしれませんが進めていきたいなと思っておりますので、

目標がこれ、必ずしもそこにできるかどうかというのはありますけども、まあ早急にやりたい気持ちはございますが……（「何を言っているのか、全然わからないよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

はい。すみません。ちょっと今具体的にいつまでというところがなかなか言えない状況でございます。申しわけございません。（発言する者多数あり）

○林委員長 休憩します。

午後4時23分休憩

午後4時28分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

答弁、もう一度、道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 ちょっと不明確な答弁で、申しわけございませんでした。

なかなかちょっと進んでいない状況もございますので、さらに精力的にちょっとご相談をさせていただきながら、次回の常任委員会的时候には、その状況について、またご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○林委員長 はい。よろしいですかね。ということで、この陳情の取り扱いにつきましても（「継続」と呼ぶ者あり）継続審査という形で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、送付30-1、明大通り・街路樹の保存に関し拡大協議会開催を求め、加えて道路整備方針に関する陳情と、参考送付となっております現下検討中の道路整備方針に関する陳情については、継続審査という形でとらせていただきます。